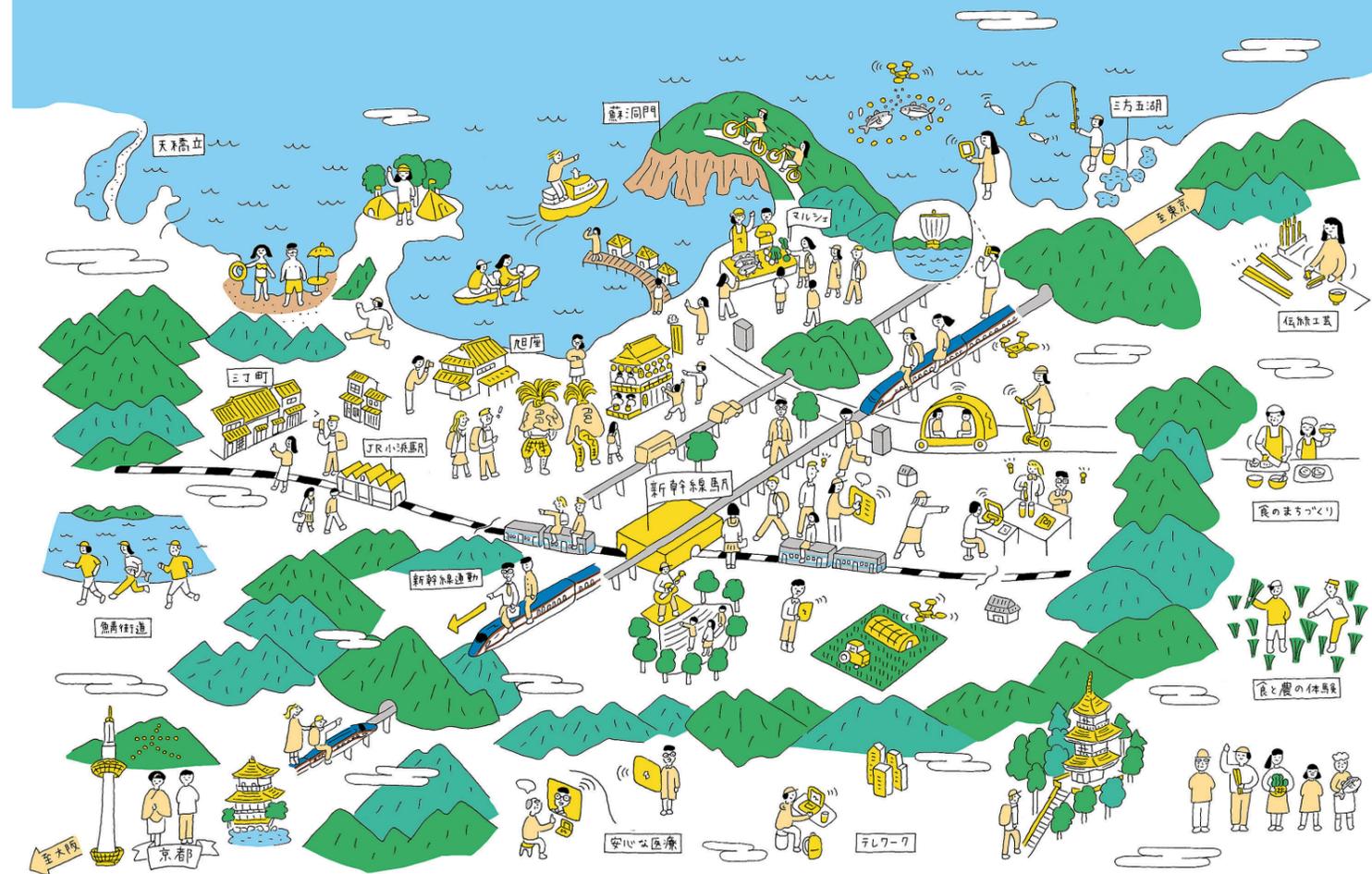


福井県小浜市

企業立地のご案内



小浜市新まちづくり構想より
新幹線 小浜駅開業時のイメージ図

企業立地に関するお問い合わせ

小浜市 産業部 商工振興課
〒917-8585 福井県小浜市大手町 6-3
TEL : 0770-53-9705 (ダイヤルイン)
FAX : 0770-52-1401
E-mail : syoukou@city.obama.lg.jp
ホームページ <https://www.1.city.obama.fukui.jp/>

令和 6年 3月 発行

小浜市への進出をご検討の際には、お気軽にご連絡ください。



Contents

- 小浜市の概要 1
- 小浜市への立地のセールスポイント 2
- 交通ネットワーク 3
- 働きやすく、住みやすいまち 5
- 企業団地および遊休地 7
- 立地支援制度のご案内 10
- 小浜の食・伝統・観光 21

小浜市の概要

小浜市は、福井県の南西部、若狭のほぼ中央に位置しています。

北は国定公園の指定を受けた若狭湾に面し、海岸線の一部は「蘇洞門」を有するリアス海岸となっており、南は東西に走る京都北部一帯に連なる山岳で、一部は滋賀県と接しています。



上空からの小浜市景観



小浜市への立地のセールスポイント

本市は、自然環境の良さをはじめ、宿泊・飲食施設や古い歴史と伝統、文化財に恵まれています。同時に、舞鶴若狭自動車道の整備や敦賀港・舞鶴港に近く、交通アクセスが良いほか、北陸新幹線「小浜・京都ルート」が決定し、更なる都市部とのアクセス・利便性の向上が期待されています。

本市への立地を考えておられる企業を資金面で支援するため、事業所の建設等に要する費用への補助や、電源立地地域のメリットである電気料金の補助など各種優遇制度を活用し、産業の活性化や就業機会の拡大に向け、積極的に企業誘致活動を展開しています。

市から **優れた各種優遇制度** P.10

福井県から **最大20億円の補助金** P.15

電気料金の約半額を **8年間補助** P.19

固定資産税を **3年間免除** P.20

北陸新幹線「小浜・京都ルート」決定!!

平成28年12月20日に、与党整備新幹線建設推進プロジェクトチームが、北陸新幹線の敦賀一大阪間ルートに「小浜・京都ルート」と決定しました。また、令和元年5月には、敦賀一大阪間の大まかな駅の位置およびルートが公表されました（小浜に新駅）。北陸新幹線が全線開業することにより国土強靱化を実現し、時間短縮効果が大きく、小浜と都市部のアクセス・利便性は飛躍的に向上します。現在は、大阪までの早期全線整備に向け取り組んでいます。



小浜⇄京都
19分

小浜⇄新大阪
38分

※国土交通省による試算より

小浜市のデータなど

- **面積** (令和5年10月1日時点 国土地理院)
小浜市…… 233.11 km² 福井県…… 4,190.54 km²
- **人口** (令和5年3月31日時点 小浜市、福井県推計人口)
小浜市…… 28,189人 福井県…… 746,733人
- **世帯数** (令和5年3月31日時点 小浜市、福井県推計人口)
小浜市…… 12,192世帯 福井県…… 294,238世帯
- **就業者数** (令和2年10月1日時点 国勢調査)
小浜市…… 14,193人 福井県…… 415,138人

高等学校・大学

区分	学校名
県立高校	若狭高校
	若狭東高校
県立大学	福井県立大学(小浜・かつみキャンパス)

交通ネットワーク

北陸新幹線 ～大阪までの早期全線整備～

●「小浜・京都ルート」決定!!

2016年12月に、与党整備新幹線建設推進プロジェクトチームが、北陸新幹線敦賀以西ルートを「小浜・京都ルート」と決定しました。2019年5月には大まかな駅の位置およびルートが公表され、小浜市内に新駅が設置されます。現在、大阪までの早期全線整備に向け取り組んでいます。

●交通利便性の向上

大きな時間短縮効果が現れ、小浜と都市部のアクセス・利便性は飛躍的に向上します。

小浜⇄京都
19分

小浜⇄新大阪
38分

※国土交通省による試算より



北陸新幹線
2024年3月
福井・敦賀開業

福井港

小浜

北陸新幹線
敦賀-新大阪間が
「小浜・京都ルート」に決定!



舞鶴若狭自動車道 ～若狭湾地域を貫く大動脈～

●北陸圏・関西圏・中京圏を結ぶ広域ネットワークの構築

2014年7月20日の舞鶴若狭自動車道の全線開通により、名神高速道路、中国自動車道、北陸自動車道と一体となった新たな高速交通体系が形成されました。

小浜⇄大阪
2時間

小浜⇄名古屋
2時間

●災害時における交通の確保

2018年6月の大阪府北部地震の際、舞鶴若狭自動車道が名神高速道路の代替ルートとして機能しました。

●京都縦貫自動車道が2015年7月20日に全線開通したことにより、大阪、京都を結ぶ広域ネットワークが一層強化されました。

国際港 ～海外への玄関口～

●敦賀港、京都舞鶴港の2か所の国際港に近く、アクセスが便利です。

小浜⇄敦賀港
約60分(国道27号経由)

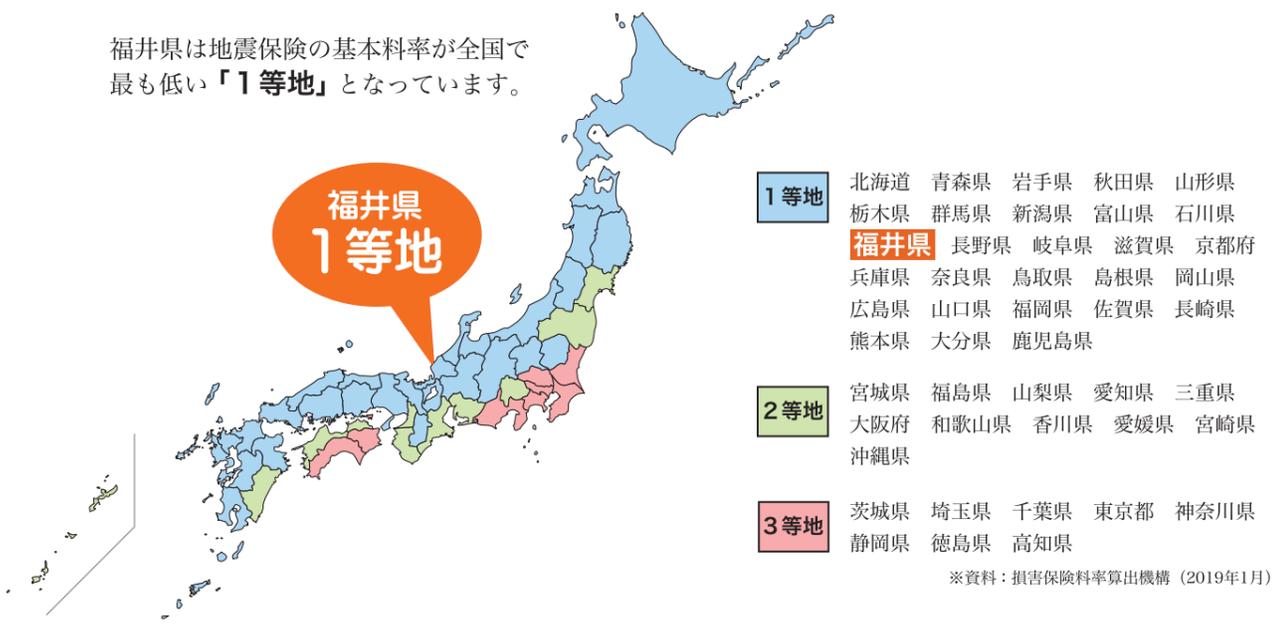
小浜⇄京都舞鶴港
約60分(国道27号経由)



働きやすく、住みやすいまちを目指して

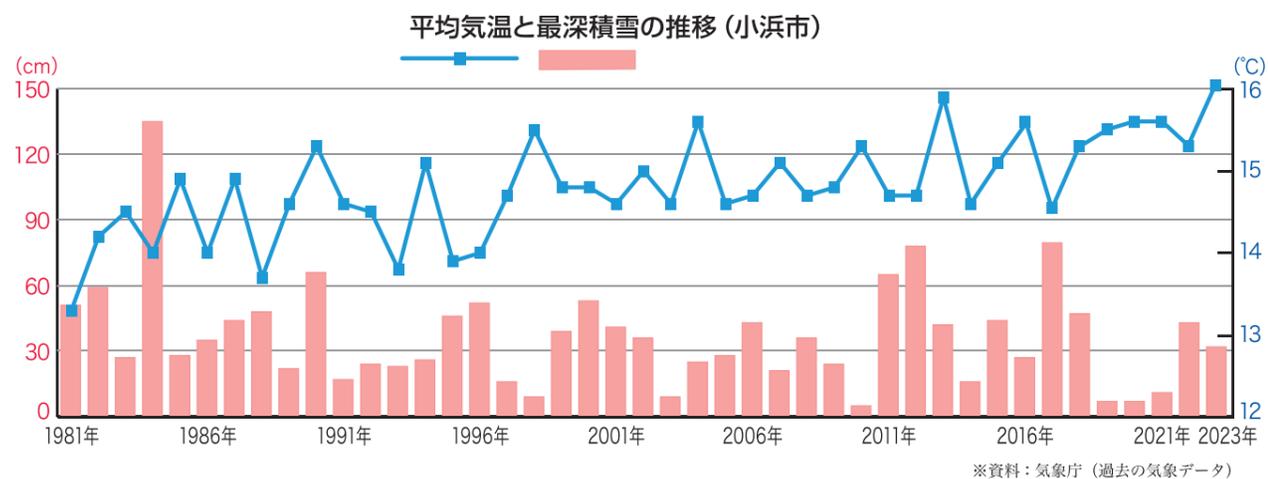
●福井県は地震・津波のリスクが少ない

福井県は地震保険の基本料率が全国で最も低い「1等地」となっています。



●北陸でも比較的少ない降雪量です

近年、小浜市の降雪量は減少傾向にあるとともに、降雪時の除雪体制を強めています。



●上質で豊富な地下水

小浜市は、質・量ともに優れた地下水に恵まれています。



津島名水



雲城水

幼少期から青年期まで充実した子育て支援

●子育てのサポート

本市においては、これまで待機児童は発生しておらず、また、保護者の就労形態の多様化に伴い、延長保育や一時保育なども実施しています。

加えて、子どもが病気の時でも、就労している保護者が預けられる病児保育や病後児保育ができる施設もあります。

さらに、高校生までを対象にした医療費の助成、通学定期券の助成など、子育てと仕事の両立を様々な面からサポートします。

種別	施設数
公立保育園等	9
私立保育園等	7
一時預かり施設	4
病児・病後児施設	2
放課後児童クラブ	8

●特色ある教育の推進

【小学校・中学校】

市内には、小学校9校、中学校2校があり、それぞれ特色ある学校づくりのために、地域の特性に合わせた独自の取り組みを行っています。

ふるさと仕事体験

地元企業の見学や講話を通じて、子どもの勤労観や職業観を形成。

小浜の未来を担う総合教育

子どもたちが、ふるさとの素材を活かした地域活性化策を提案・実施。

【高校・大学】

市内には、県立高校2校、県立大学1校があり、嶺南西部の高校・大学が本市に集積しています。

高校では、それぞれの地域課題の解決に向けた探究活動に取り組み、高校生が開発した鯖缶が宇宙食として注目を浴びるなど、活発な活動を行っています。

福井県立大学には、日本海側唯一の水産・海洋系の学部を有しています。



●安心な医療体制

杉田玄白記念公立小浜病院では、若狭地域の基幹病院として、地域の2次・3次医療を担うなど、幅広い医療を提供しています。

種別	施設数
病院	2
診療所	18
小児科	5
産婦人科	1
歯科	9

分譲等可能な企業団地 および

遊休地等のラインナップ

企業用地等としてご紹介可能な遊休地等

遊休地等

番号	遊休地等名	分譲面積	敷地の現状	売却・賃貸の希望	希望価格
①	甲ヶ崎地係	11,886㎡	更地 (造成地)	売却・賃貸どちらも可	売却：150,000,000円 (一括) (応相談) 賃貸：500,000円/月 (応相談)
②	羽賀地係	2,530㎡	更地 (造成地)	売却	15,000円/㎡ 37,950,000円 (一括)
③	飯盛地係	5,174㎡	更地 (造成地)	売却・賃貸どちらも可	売却：31,000,000円 (一括) (応相談) 賃貸：250,000円/月 (応相談)
④	深野地係	2,642㎡	更地 (造成地)	賃貸 (売却は応相談)	売却：応相談 賃貸：応相談
⑤	堅海・泊地係	12,370㎡	更地 (未造成地)	売却	20,000,000円 (応相談)
⑥	加斗地係	約116,000㎡	農地 (未造成地)	応相談	売却：応相談 賃貸：応相談

コワーキングスペース

番号	物件名	所在地	詳細
⑦	大師湯	小浜浅間14-1	https://www.taishiyu.com/



※ 令和6年3月現在。最新の情報は、市HPまたは下記までご確認ください。
 小浜市役所 産業部 商工振興課
 TEL. 0770-53-9705 (直通)
 e-mail : syoukou@city.obama.lg.jp

竜前企業団地 りゅうぜんきぎょうだんち

自然環境に恵まれた企業団地で、小浜ICまで約3kmです。
関西、中京圏へと伸びる高速道路網を活用できる好立地条件にあります。



アクセス

道路：国道27号線まで約1km
 高速：小浜ICまで約3km
 鉄道：JR東小浜駅まで約1.5km
 港湾：敦賀港まで約40km
 舞鶴港まで約40km

所在地	小浜市宮の前地係	実施主体	小浜市
総面積	53,312㎡	分譲方法	売却
分譲可能面積	約3,620㎡	分譲価格	14,400円/㎡

電力

普通：200/100v [引込可]
 高圧：6,600v [引込可(要協議)]
 特別高圧：33,000v [引込可(要協議)]

用水

上水道：使用可

排水

自社処理後、公共下水道

用地状況

都市計画区域（都市計画法）
 工場適地（工場立地法）
 促進区域（地域未来投資促進法）

立地企業

- ・ニデックテクノモータ(株)
- ・(株)松尾
- ・(有)サッシサービス工業
- ・(株)幸池商店
- ・(株)バン・ソフト・コミュニケーション
- ・(株)アサヒ興洋
- ・宇野酸素(株)

建築基準

建ぺい率：60%
 容積率：200%

企業団地および遊休地等に関する詳しい内容については、下記にお問い合わせください。

<お問合せ先> 小浜市役所 産業部 商工振興課
 TEL. 0770-53-9705 (直通) e-mail: syoukou@city.obama.lg.jp

立地支援制度のご案内

小浜市内に立地される企業のために、各種の支援制度を設けています。
 申請に当たっては事前協議が必要となりますので、まずはご連絡ください。

小浜市の優遇制度

空き工場等活用支援事業補助金

空き工場等を活用して事業展開する方を支援します。

1. 支援内容・対象者

対象企業	指定要件			助成内容			
	投下 固定資産	延べ 床面積	新規 雇用者数	種別	全雇用者数	上限額	補助率
・製造業 ・先端的農工商連携施設 ・情報サービス業 ・試験研究所	2,000万円以上	500㎡以上	5人以上	A	39人以内	1,500万円	1/2以内
				B	40人～79人	2,000万円	
				C	80人以上	3,000万円	

2. 対象経費

- ① 空き工場等およびその用地の取得に要する経費。
- ② 空き工場等を活用するための改修等に要する経費。
- ③ 構築物、機械、装置等の償却資産の取得に要する経費。

3. 要件

- ① 空き工場等を新たに取得し、1年以内に操業すること。
- ② 操業開始後1年以内に5人以上の新雇用をすること。
- ③ 操業を開始した日から起算して、10年以上操業を継続すること。
- ④ 小浜市市税条例（昭和26年小浜市条例第17号）第3条各号に掲げる市税を滞納していないこと。
- ⑤ 小浜市企業振興条例（平成元年小浜市条例第18号）で定める製造業、先端的農工商連携施設、情報サービス業、試験研究所を営む法人もしくは、個人であること。

4. 対象業種

- ① 「製造業」とは、産業分類に掲げる製造業とする。
- ② 「先端的農工商連携施設」とは、農産物工場（人工光源をはじめとする植物の生育に必要な環境条件を最適化させるシステムにより、農産物を効率的・計画的に生産する施設またはその基準に準ずる施設）等、先端的な技術の利用により、農林水産物を生産するもので、市長が認めるもの。
- ③ 「情報サービス業」とは、産業分類に掲げる情報サービス業とする。
- ④ 「試験研究所」とは、産業分類に掲げる自然科学研究所に該当し、高度な工業技術（バイオテクノロジーに係る技術を含む。）の開発または高度な工場技術を製品の開発もしくは生産に利用するための試験または研究の用に供される施設で、独立した試験研究施設と認められるもの。

5. その他

- ① 「空き工場等」とは、市内にあって、操業・使用を廃止し現在未使用の工場・倉庫等をいう。
- ② 助成金額に千円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。

企業振興助成金

企業が市内で工場等を新增設等する場合にご利用いただける支援制度です。

対象業種		指定要件				助成内容		
		立地形態	種別	投下固定資産総額	新規雇用者	敷地面積または建築床面積	補助率	交付決定ごとの限度額
製造業		新設増設		30億円以上	50人以上		25%	対象経費 ① 1億円 ② 2億円 ③ 2億円
製造業	先端技術産業	新設増設		10億円以上	20人以上		25%	1億円
	先端技術産業以外の製造業	新設	A	10億円以上	30人以上			
			B	3億円以上	10人以上			
			C	3千万円以上	5人以上	敷地面積1,500㎡以上または建築床面積500㎡以上		
	先端技術産業以外の製造業	増設移設	A	10億円以上 (移設の場合は純増加分)	30人以上			
			B	3億円以上 (移設の場合は純増加分)	10人以上			
C			3千万円以上 (移設の場合は純増加分)	3人以上	敷地面積1,500㎡以上または建築床面積500㎡以上			
先端的農商工連携施設		新設		3億円以上 (移設の場合は純増加分)	10人以上		25%	5千万円
増設移設		3千万円以上 (移設の場合は純増加分)	3人以上	敷地面積1,500㎡以上または建築床面積500㎡以上				
情報サービス業		新設		2千万円以上 (移設の場合は純増加分)	5人以上		25%	3千万円
増設移設		3人以上						
試験研究所		新設		3千万円以上 (移設の場合は純増加分)	5人以上		25%	
増設移設		3人以上						

1. 対象経費

- ① 用地の取得および造成に要する経費。
- ② 事業所の建設に要する経費。
- ③ 構築物、機械、装置等の償却資産の取得に要する経費。

2. 要件

- (1) 用地の取得および造成に要する経費を助成の対象とする場合にあっては、用地の取得が操業開始の日前3年以内であること。
- (2) 操業開始後2年以内に新規雇用者の数が指定要件に合致していること。
- (3) 助成金の交付決定後3年以内に新規雇用により増加した常用労働者の増加した数が、指定要件に掲げる新規雇用者の数を下らないこと。
- (4) 小浜市市税条例(昭和26年小浜市条例第17号)第3条各号に掲げる市税を滞納していないこと。

3. 対象業種

- (1) 「製造業」とは、産業分類に掲げる製造業。
- (2) 「先端技術産業」とは、福井県産力戦略本部が策定した「最先端技術のメッカづくり基本指針(平成17年3月策定)」においてフューチャークラスターの核づくりに寄与する高度技術を有する製造業として位置づけられた製造業のうち、福井県知事の指定を受けたもの。
- (3) 「先端的農商工連携施設」とは、農産物工場(人工光源をはじめとする植物の育成に必要な環境条件を最適化させる環境制御システムにより、農産物を効率的・計画的に生産する施設またはその基準に準ずる施設)等、先端的な技術の利用により、農林水産物を生産するもので、市長が認めるもの。
- (4) 「情報サービス業」とは、産業分類に掲げる情報サービス業。
- (5) 「試験研究所」とは、産業分類に掲げる自然科学研究所に該当し、高度な工業技術(バイオテクノロジーに係る技術を含む。)の開発または高度な工業技術を製品の開発もしくは生産に利用するための試験または研究の用に供される施設で、独立した試験研究施設と認められるもの。

4. その他

- (1) 「新設」とは、市内に事業所を有しない者が、市内に事業所を新たに設置すること、または、市内に事業所を有する者が、市内に当該事業所と異なる業種の事業所を市内に独立して設置すること。
- (2) 「増設」とは、市内に事業所を有する者が、生産規模を拡大する目的で当該事業所と同一業種の事業所を市内に設置すること(既設の事業所の敷地または隣接地に拡充することを含む。)
- (3) 「移設」とは、市内に事業所を有する者が、事業所を解体し、市内の別の場所に新たに設置すること(事業所の老朽、罹災等により取り壊し、同一場所で改築することを含む。)
- (4) 移設の場合の純増加分の適用に当たっては、次の事項に留意するものとする。
ア. 用地の取得および造成に要する経費は、純増した敷地面積割合により算定する。
イ. 事業所の取得に要する経費は、取得額から用途廃止する事業所の地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく評価額を控除した額とする。
ウ. 機械・装置等償却資産は、移設経費を含まない。新たに導入した経費のみとする。ただし、新たに導入した経費に公共事業等の移転補償金を充当した場合、移転補償金の額を差し引いた額とする。
- (5) 助成金額に千円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。
- (6) 指定申請内容の有効期間は1年間とする。事業者は指定通知のあった日から、1年以内に事業着手するものとし、着手後は継続的に事業を遂行しなければならない。なお、災害等の不測の事態は除く。
- (7) 同一企業グループ(連結決算対象企業)に対する、上記助成金の交付回数は、原則1回とする。ただし、細則に定める要件を満たす場合を除く。

空き店舗等活用企業誘致モデル事業

空き店舗を活用するIT関係企業の方を支援します。

1. 支援内容

市外の情報サービス業(※)を営む中小企業で、市内の空き店舗等を活用し、新規事業所を開設する場合、空き店舗等の賃借料、リニューアル費用について対象経費を補助します。ただし、対象者は原則として1年度につき1企業です。

※情報サービス業：日本標準産業分類（以下「産業分類」という。）に掲げる情報サービス業およびインターネット附随サービス業

- (1) リニューアルが必要な場合、改装費用を補助します。(限度額300万円)
※ただし、基幹的な部分に係る経費
- (2) 市内の空き店舗等の賃借料を補助します。ただし、賃借期間が1年以上であり、期間の全部を賃借の対象とするものに限ります。

※賃借料補助限度額	操業開始時における雇用者数	限度額(年間)
	1～9人	300万円
	10人～	500万円

2. 支援期間

- (1) 原則として1年間とします。
- (2) 2年目以降は、1年ずつ更新、最長3年間とします。
〔更新要件：操業開始後の1年間に従業員数の減少がなく、1年の期間が終了する日の1月前までに、地元雇用がその都度1人以上発生すること。〕

小浜市地域定着奨学生支援事業

小浜市内に就業し、定住する方の奨学金について、その返還額の一部を支援します。

1. 対象者

大学等を卒業した市内移住の方で、新たに市内事業所等で就業し、5年以上継続して就業する見込みがあるなど要件を全て満たす方

2. 支援内容

助成上限額：10万円/年（ただし初年度と最終年度は5万円を上限）
助成期間：5年間（60ヶ月）

※ 対象者の要件や支援内容の詳細については、下記までお問い合わせください。

<お問合せ先> 小浜市役所 企画部 未来創造課
TEL. 0770-64-6008(直通) e-mail: mirai@city.obama.lg.jp

小浜市ふるさと就職奨励金

建設業・製造業・運輸業・郵便業における、若者の職場定着を支援します。

1. 支援内容・対象者

市内の対象企業に就職した以下のいずれかに該当する方へ、奨励金を交付します。

- ① 高等学校、大学等を卒業した後、1年以内に市内の対象企業に就職し、市内に住所を有する方。
 - ② Uターン、Iターンにより小浜市に転入した後、1年以内に新規で市内の対象企業に就職する35歳未満の方で、市内に住所を有する方（新規学卒者を含む）。
- ※非正規雇用者、パート雇用者、家族従事者は除きます。

2. 対象企業

市内に住所のある建設業・製造業・運輸業・郵便業の企業。

小浜市の企業立地に係る優遇制度に関する詳しい内容や手続きについては、下記にお問い合わせください。

<お問合せ先> 小浜市役所 産業部 商工振興課
TEL. 0770-53-9705(直通) e-mail: syoukou@city.obama.lg.jp

福井県の優遇制度

企業誘致補助金 県外企業(事業開始から10年以内)^{※1}が工場等を新增設する場合

区分 ^{※2}	要件		補助対象経費	補助率	1回あたり 限度額		総交付 限度額 ^{※4}
	投下固定 資産額	新規雇用者数 ^{※3}			個別限度額		
製造業	一般製造業 (先進性等の 適用要件あり)	5億円以上	10人以上	①土地取得・造成経費 ②工場等建設経費 ③機械装置等取得経費 ④工場等移転経費 ^{※7}	10%	1億円	8億円(嶺北) 12億円(嶺南)
		10億円以上	30人以上			4億円	
	先端技術産業 (先端データ センターを含む)	10億円以上	5人以上	同上①～④	20%	1億円	30億円
			10人以上			3億円	
20人以上	6億円						
30人以上	10億円						
物流関連産業 (10年超、県内企業も対象)	5億円以上	20人以上	同上①～③	20%	6億円	18億円	
情報サービス業	3千万円以上	10人以上	同上①～③	20%	2億円	4億円	
			⑤土地建物賃借料	25%	2,000万円/年 (3年間)		
本社機能 ^{※5} (10年超企業も対象)	なし	5人以上 (U・Iターン者のみ 雇用の場合は3人以上)	同上①～④	25%	3億円	6億円	
同上⑤	2,000万円/年 (3年間)						
地域経済牽引事業枠 ^{※6}	なし	なし	同上①～⑤	25%	10億円	30億円	
上記補助対象企業に対し			A 給与加算(水準維持) ^{※8}	+5%	各区分の 限度額内	各区分の 総交付限度額内	
			B 給与加算(高水準) ^{※9}	+10%			
			C U・Iターン者新規雇用 (本社機能は新規雇用) ^{※10}	50万円/人	5,000万円		
			D 子育て世帯雇用 (Cへの上乘せ)	最大 50万円 /世帯 ^{※11}	5,000万円		
			E 社宅建設費	10%	1億円	各区分の 総交付限度額内	
			F 住居賃借料	50%	2,000万円		
			G 社員ファースト環境整備	50%	2,000万円		
			H テレワーク環境整備	50%	300万円		
先端技術産業・地域経済牽引事業枠 (新規立地に限る)			I 事業活動費 ^{※12}	10～50%	1,000万円/年～1億円/年 (3年間)		

- ※1 テクノポート福井、若狭中核工業団地については、事業開始から10年経過の県外企業、および県内企業も補助対象になります。
- ※2 同一建物において複数の業種(あるいは対象外業種)が混在する場合は、面積按分により算出します。
- ※3 新規雇用者とは、工場等において新たに雇用された者、もしくは県外から異動してきたもので、(1)・(2)を満たす者を指します。
(1)福井県内に住民票を有する者 (2)雇用保険の被保険者
- ※4 これまでに交付された企業立地促進補助金(見込含む)は、交付額の半額を総交付限度額に算入するものとします。
一企業グループで複数の区分の指定がある場合は、最も限度額が高い区分を適用します。
- ※5 本社機能とは、企画、情報処理、研究開発、総務、経理などを行う事務所および研究所、研修所を指します。
- ※6 県のプロジェクト等と連携できる企業(県内企業含む)が対象となります。詳細は成長産業立地課までお問い合わせください。
- ※7 県外工場等を一部閉鎖し、新規雇用が3名以上の場合に適用可能となります。機械設備運送費等の50%(上限:2,000万円)を補助します。また、①～③に対する補助率を10%加算します(製造業に限る)。
- ※8 都市圏等に本社を置く企業が、新規雇用者の給与を都市圏等と同等として、本県に本社機能を立地した場合に適用可能となります。
- ※9 新規雇用者の給与を、国内で最も高い水準の都道府県(東京都)の各年齢別平均給与を上回る給与として、本県に本社機能等を立地した場合に適用可能となります。
- ※10 U・Iターン者とは、新規雇用者のうち、(1)・(2)のいずれかに該当する者を指します。
(1)指定申請日の前日に福井県外に住居あるいは住民票を有していた者
(2)福井県外から福井県内の高等教育機関に進学し、卒業した者(卒業後、県内の工場等において雇用されたことがある者を除く)。
- ※11 1世帯につき、子1人の場合は30万円、2人目以降は10万円ずつ、3人目まで加算可能です。
- ※12 生産活動に要する製品搬送費(先端データセンターについては通信回線料)、工業用水道料、燃料費、電気料、土地建物賃借料を補助します。補助率および交付限度額は新規雇用者数により決定します。

県内成長企業生産拠点拡大促進補助金

県内企業(事業開始から10年経過)が工場等を新增設する場合にご利用いただける支援制度です。

(1) 新規参入促進補助金

区分	要件		補助対象経費	補助率	1事業あたり 限度額 [※]
	投下固定資産額	雇用者			
先端技術産業	10億円以上	県内工場の常用雇用者が 100人以上で、操業開始 日から1年経過後も、維 持確保されていること	①土地の取得費・造成経費 ②工場等の建設経費 ③機械装置等の取得経費	10%	3億円

(2) 設備投資促進補助金

区分	要件		補助対象経費	補助率	1事業あたり 限度額 [※]
	投下固定資産額	新規雇用者			
先端技術産業	10億円以上	5人以上10人未満	①土地の取得費・造成経費 ②工場等の建設経費 ③機械装置等の取得経費	20%	1億円
		10人以上20人未満			3億円
		20人以上30人未満			6億円
		30人以上			10億円
上記補助対象企業に対し			④新規雇用(U・Iターン者)	50万円/人	5,000万円
			⑤社宅建設費	10%	1億円
			⑥住居賃借料	50%	2,000万円(1年間)

※(1)、(2)の①～③は立地市町の助成額が上限額となります。

オフィス誘致補助金

県外事業者がサテライトオフィスを開設・運営する場合にご利用いただける制度です。

要件 新規雇用者数	補助対象経費	補助率等	補助限度額
事業開始から 1年以内に3人以上 (U・Iターン者のみ 雇用の場合は1人以上)	① 土地建物取得・改修費	50%	[1人以上(U・Iターン者のみ)] 750万円(3年間) [3人以上] 1,500万円(3年間)
	② 土地建物賃借料		
	③ 事務機器等取得費		
	④ 事務機器等リース費		
	⑤ 通信回線使用料	100%	
上記補助対象企業に対し	A U・Iターン者新規雇用	30万円/人	270万円
	B 子育て世帯雇用	最大50万円/世帯※	450万円 (1企業あたり最大9世帯まで)
	C 住居賃貸料	50%	180万円

※ U・Iターン者新規雇用(A)への上乗せ支援で、1世帯につき、子1人の場合は30万円、2人目以降は10万円ずつ、3人目まで加算可能です。

企業立地促進資金融資

事業所等の設置にあたり、低利での融資がご利用いただけます。

対象業種	要件	対象経費	融資条件		
			融資利率	融資期間	融資限度額
製造業 情報サービス業 物流関連産業 本社機能 ホテル業	① 知事または市町長の誘致企業 ② 新設等によって、県内の住民 を3人または新規雇用者数の 10分の2いずれか多い人数以 上を新たに雇用する企業	土地の取得費・造成経費 工場等の建設経費 機械装置等の取得経費	年1.5%以下	15年以内 (うち据置期間 2年以内を含む)	5億円 (特認10億円)

植物工場誘致補助金

完全人工光型植物工場を新增設する場合にご利用いただける支援制度です。

対象業種	要件		補助対象経費	補助率	限度額/回
	投資固定資産額	新規雇用者数			
植物工場	1億円以上 ※レタス類は 10億円以上	5人以上	【施設整備費】 ① 土地の取得費・造成経費 ② 工場等の建設経費 ③ 機械・設備等の取得経費 ④ 給与加算(水準維持、高水準) ⑤ 受入支援加算	20%	1億円
		10人以上			3億円
		20人以上			6億円
		30人以上			10億円
					上記限度額内
上記補助対象企業に対し			⑥ 事業活動費	10%~50%	1,000万円~1億円
			⑦ 社宅建設費(⑦or⑧)	10%	1億円
			⑧ 住居賃貸料(⑦or⑧)	50%	2,000万円(1年間)
			⑨ 社員ファースト環境整備	50%	2,000万円
			⑩ テレワーク環境整備	50%	300万円
			⑪ U・Iターン者新規雇用	50万円/人	5,000万円
			⑬ 子育て世帯雇用	(最大50万円/世帯)	5,000万円

福井県の企業立地に係る優遇制度に関する詳しい内容や手続きについては、下記にお問い合わせください。

<お問合せ先>

福井県産業労働部成長産業立地課…TEL. 0776-20-0375 e-mail: k-yuchi@pref.fukui.lg.jp

福井県農林水産部園芸振興課……………TEL. 0776-20-0427 e-mail: engei@pref.fukui.lg.jp

福井県東京事務所……………TEL. 03-5212-9074 e-mail: tokyo@pref.fukui.lg.jp

福井県大阪事務所……………TEL. 06-6231-1023 e-mail: osaka@pref.fukui.lg.jp